遺言・相続
講演会＆相談会

相続が心配な方、
遺言書を書いて
みたい方は
ぜひご参加を！



静岡地方法務局 マスコットキャラクター
しずぼっち

相続登記は「しなくてもよい手続」から
「しなければならない手続」へ。
令和６年から、不動産を相続したことを
知った日から３年以内の登記が義務となりました。
大切な財産とご家族の安心を守るために
遺言書を活用した相続対策を今から始めませんか。

開催日時
11/10
（火曜日）
10時～

参加無料・事前予約制

会　場

講演会：浜松合同庁舎7階法務局会議室
相談会：浜松合同庁舎1階共用会議室
場所：浜松市中央区中央１丁目１２－４
ＪＲ「浜松」駅北口から徒歩１０分
遠州鉄道「遠州病院」下車徒歩２分（地図は裏面）

プログラム

講演会　10:00～11:50　定員30名
第１部　法定相続と公正証書遺言
（講師　浜松公証人合同役場 伊藤秀道 公証人）
第２部　自筆証書遺言書保管制度（講師　法務局職員）
相続登記等に係る制度　（講師　法務局職員）

相談会　10:00～16:30 定員44組

相続・遺言相談　（相談員　静岡県司法書士会司法書士）
自筆証書遺言書保管制度　（相談員　法務局職員）
相続登記の義務化　（相談員　法務局職員）

申込方法

お電話又は窓口で事前にご予約ください。
①参加者氏名　②電話番号　③講演会・相談会の参加希望(両方も可)

予約受付期間

令和８年10月21日（水）午前９時から
11月 4日（水）午後５時まで
定員に達し次第、受付を終了します。

問合せ・申込先

静岡地方法務局浜松支局総務課　℡ 053－454－1396(音声案内4番)
予約受付は午前９時から午後５時まで（土日祝日を除く）

主催：静岡地方法務局　共催：静岡公証人会・静岡県司法書士会

会場　浜松合同庁舎
（静岡地方法務局浜松支局）



不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」



※使用可能な駐車場の台数に限りがございますので、公共交通機関の御利用をお願いします。



遺言書ほかんガルー

遺言や相続の手続、制度に関しては、ホームページでもご案内しています。

法務局　**静岡地方法務局ホームページ**
（相続登記義務化・自筆証書遺言書保管制度・法定相続情報証明制度・相続土地国庫帰属制度など）

公証人　**日本公証人連合会ホームページ**

司法書士　**静岡県司法書士会ホームページ**